

平成24年 3月 5日

各 位

理 事 尾 山 眞之助

### 教職員の給与等について

日頃から大学の業務にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、去る2月29日、国会において「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」が可決・成立しました。

大学としましては、国の厳しい財政状況や東日本大震災の復興支援等を踏まえ、教職員の給与等について種々検討してまいりましたが、同法のうち、去年の人事院勧告を反映した部分（以下「人事院勧告部分」という。）については、下記のとおり、これに依拠することを基本として、就業規則の改正等を行うこととすべきとの結論に至りました。

これに伴う就業規則改正案については、各地区過半数代表者に説明・意見聴取を行い、このことについて労働組合から団体交渉の申入れがあった場合には、これに誠実に対応したいと考えております。

つきましては、これら大学を取り巻く厳しい状況等及び大学の方針についてご理解を賜りますよう、何卒よろしく願いいたします。

なお、同法のうち、人事院勧告部分を除く部分については、国からの予算配分状況等を総合的に勘案した上で、後日改めて大学の方針を決定し、周知する予定ですので、その旨お含み置き願います。

### 記

#### 1. 大学の基本的考え方

以下の事情を考慮し、国の対応等（人事院勧告部分）に依拠することを基本として、就業規則等を改正する。

なお、非常勤職員、任期付嘱託職員等及び寄附講座等教職員等の給与等については、国の制度とは異なる職務給制度を採用しているため、今回の改正には連動させないこととする。

- (1) 国立大学法人には、法律上、「情勢適合の原則」が採用されている。
- (2) 大学の給与規程においても、国家公務員等の給与改定状況も基本給額の決定・改定の際に勘案する要素であると規定している。
- (3) 国立大学法人を取り巻く以下のような状況を考慮する。
  - ・ 国立大学が法人化されていなければ、国家公務員として給与が改定されていたことを考慮した場合、本学教職員の基本給月額等を据え置くこと等については、納税者（＝国民）の理解を得られない。
  - ・ 国家公務員の制度からいわゆるソフトランディングの形で設計された給与制度が適用されていること、退職手当の予算措置が国家公務員の給与を基準としていること等をかんがみると、国の対応等の内容を無視することはできない。

## 2. 具体的な改正内容

- ※ 今後、学内の改正手続きを進め、その手続き終了後すみやかに適用することを予定。  
(平成24年4月～)

### 【基本給月額】

- (1) 各基本給月額を平均0.23%引き下げる。
  - ※ おおむね40歳台以上が在職する号俸を中心に改定。
- (2) 「基本給月額の経過措置」(給与規程附則(平成18年4月1日施行)第4項から第6項及び附則(平成22年12月1日施行)第3項から第5項)の適用を受ける者の基本給を0.49%引き下げる。
- (3) 上記(1)～(2)に合わせ、加給金額及び基本給の調整額等を引き下げる。
- (4) 上記(2)の「基本給月額の経過措置」は、平成26年3月31日をもって終了する。

### 【号俸の調整】

平成24年4月1日において36歳に満たない教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成24年4月1日における号俸を1号俸(ただし、同日において30歳に満たない教職員のうち、大学が必要と認める者にあつては、2号俸)上位の号俸とすることができるものとする。

## 【参考】

- 国立大学法人法第35条により準用される独立行政法人通則法第63条（読み替え後の規定）  
（職員の給与等）  
第63条 職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。  
2 法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。  
3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。
  
- 国立大学法人大阪大学教職員給与規程  
第11条 略  
2 前項の基本給表に定める基本給の額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。
  
- 各過半数代表者に提示している就業規則改正案の掲載箇所  
※ <https://my.osaka-u.ac.jp/admin/jinji/rules/regulations/document/xik15t>

以 上